人材ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 日雇派遣の原則禁止の見直し	1
2 - グループ企業内派遣規制の廃止	1
3 - 離職後1年以内の労働者派遣の禁止の撤廃	2
4 - 労働契約申込みみなし制度の撤廃	2
5 - 特定目的行為(いわゆる事前面接)の解禁	3
6 - 労働者派遣法の見直し	3
7 - 裁量労働制の手続きの簡素化	4
8 - 専門業務型裁量労働制の対象業務の拡大	4
9 - 企画業務型裁量労働制の対象業務の拡大	4
10 - 労災保険の特別加入条件の緩和	5
11 - 労務手続のワンストップサービス化	5

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	28年 11月1日	28年 11月16日	の見直し	[具体的内容] 適正な雇用管理(例えば、日雇専門の派遣元責任者を選任すること、安全衛生管理体制や教育の徹底を図ることを義務付けるなど)を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべき [提案理由] 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月~)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたって、以下の通り要望する。 労働者派遣法では、労働者の雇用の安定を図るため、日々又は30日以内の期間を定めて雇用する日雇派遣を原則禁止している。例外として、雇用機会の確保が困難であると認められる労働者(高齢者、昼間学生、副業として従事する者、主たる生計者でない者)の雇用の継続等を図る場合等としている。しかしながら、「短期的に働きたい」「短期的に労働力を確保したい」など労使双方にニーズがあることに加えて、家計補助のために働く主婦層や、就職活動中のつなぎ収入を得るために日雇派遣を利用していた求職者の多くが、年収制限が足かせとなり就業機会を喪失している。雇用の機会の拡大に向けて、適正な雇用管理を前提に日雇派遣の原則禁止を見直すべきである。	(一社)日本経済団体連合会	厚生労働省
2	28年 11月1日	28年 11月16日	グループ企業内派遣規制の廃止	[具体的内容] グループ企業内派遣規制を廃止すべき 「提案理由」 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月~)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたって、以下の通り要望する。 労働者派遣法では、労働市場における需給調整機能が果たされるように、グループ企業内の派遣会社が当該グループ企業に派遣できる割合を8割以下に制限している。しかながら、グループ企業内での派遣について、制限を設けずに積極活用することは、企業・派遣労働者の双方にとって有益である。専門知識を有した人材がグループ内を跨いで活躍することは、グループ全体の競争力強化に有効である。グループ企業内での派遣は、派遣先の経営実態や組織事情を熟知していることが前提にあり、高度な説労マッチングや派遣後の就労状況の詳細な犯握も可能である。個々の労働者、とりわけ技術者のスキルアップには、グループ内の様々な企業でのの」下等を通じた能力開発や経験の蓄積が効果的である。グループ企業内であれば、福利厚生施策を利用しやすいなどのメリットも大きい。労働条件の引下げに派遣を悪用する等、悪質なグループ派遣は排除されるべきだが、グループ企業の退職者以外を派遣労働者として採用し、業務の繁関に応じてグループ内で派遣することは、適切な需給調整機能にほかならない。いわゆる企業城下町などにある子会社には、グループ外の企業を派遣先として開拓することが因難な場合もある。以上に加えて、本規制については、合理性の面で「100分の80」という数字の根拠が薄弱であり、連結決算を採用しているか否か、採用しているとしても、との会計基準を採用しているかによって「関係派遣先」の範囲が異なるといった問題も抱えていることから、廃止すべきである。	(一社)日本経済合体連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
3	28年 11月1日	28年 11月16日		【具体的内容】 離職後1年以内の労働者派遣の禁止を撤廃すべき 【提案理由】 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月~)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたって、以下の通り要望する。 労働者派遣法は、派遣を悪用した労働条件の引下げを予防するために、離職一年以内に元の勤務先に派遣することを禁止している。このため、自らの意志で離職した者や過去に有期契約により短期就業した者であっても、離職後1年以内であれば在籍していた企業で派遣労働者として働くことができない。このような状況は、就業希望者のニーズに反しており、労働者保護にならないばかりか、就業機会そのものを阻害していることから撤廃すべきである。	(一社)日 本経済団 体連合会	厚生労働省
4	28年 11月1日	28年 11月16日	労働契約申込みみなし制度の撤廃	[具体的内容] 採用の自由、労働契約の合意原則の観点から問題があるため、労働契約申込みみなし制度を撤廃すべき [提案理由] 「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月~)は、「平成26年1月29日の労働政策審議会の建議を踏まえ、労働政策審議会労働力需給制度部会において、引き続き検討」との内容であることから、早急に同部会において具体的な検討を行い、結論を得るべきである。検討にあたって、以下の通り要望する。 一定の違法派遣に該当した場合、派遣先が派遣労働者に対して労働契約を申し込んだものとみなす、「労働契約申込みみなし制度」が2015年10月1日から施行されている。本制度は労働契約の合意原則に反するとともに、憲法で保障された採用の自由を阻害する内容となっている。また、派遣先の違法性の判断について、偽装請負に関しては各労働局、指導官による見解の相違が予測され、予見可能性が低いうえに、同制度が適用とならない「当該事項に該当することを知らず、かつ、知らなかったことについて過失がなかったとき」については、派遣先がそれを立証することが困難である。 以上から、労働契約の申込みみなし制度は撤廃すべきである。	(一社)日 本経済合 体連合会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管 官庁
5	28年 11月1日	28年 11月16日	特定目的行為(いわゆ る事前面接)の解禁	[具体的内容] 人職後のミスマッチを防ぐために、派遣契約の締結にあたり、派遣先が派遣労働者を特定することを目的とした面接等を行えるようにすべき [提案理由] 今後の労働者派遣制度の見直しの論点として、本件について、引き続き労働政策審議会労働力需給制度部会で具体的な検討を行い、早期に結論を得るべきである。 ついては、以下の通り要望する。 労働者派遣法では、労働者派遣(紹介予定派遣を除く。)の役務の提供を受けようとする者は、派遣契約の締結に際し、派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないように努めなければならないとされている。この理由について、「規制改革ホットライン」で受け付けた提案に対する所管省庁からの回答(2015年11月~)によると、「当該労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の意に沿わない派遣労働者が、派遣元事業主にも雇用されないこととなるなど、結果的に労働者派遣の役務の提供を受けようとする者の者が派遣労働者の採用に介入することになり、派遣労働者の定日格会を狭めるおそれがある」こと等としている。しかしながら、事前の面接等は、派遣社員の受入れ後のミスマッチの予防につながり、企業、派遣労働者双方にとって有益である。しかしながら、事前の面接等は、派遣社員の受入れ後のミスマッチの予防につながり、企業、派遣労働者双方にとって有益である。しかしながら、事前の面接等は、派遣社員の受入れ後のミスマッチの予防につながり、企業、派遣労働者双方にとって有益である。しかしないら、特定を目的としたいわゆる事前面接を解禁すべきである。	(一社) 日 本経済合 体連合会	厚生労働省
6	28年 11月1日	28年 11月16日	労働者派遣法の見直し	これまで製造派遣では、就労可能年数の上限(3年)が「職場ごと」に定められていたが、改正後は就労可能年数の上限(3年)が「個人ごと」となったため、本人・会社共に就労可能期日が明瞭となった点は良かったと考える。しかし、就労可能年数の上限(3年)を迎えた時点において就労することを希望している場合、派遣先に雇用、もしくは派遣元にて無期雇用されなければ別の会社もしくは組織(部・課等)に移る必要がある。加えて、従来の派遣法であれば特定の業種[いわゆる26業種(例:技術エンダニア、受付等)]については、就労可能年数の上限がなかったが、今回の法改正により派遣元に無期雇用されていない場合、上限(3年)が定められた。そのため、製造派遣同様に上限(3年)を迎えた時点で派遣先に雇用、もしくは派遣元にて無期雇用されなければ別の会社もしくは組織に移ることとなる。従って、時間的な制約により正社員以外の働き方を求める人や、派遣として就労する中で求められる仕事内容とその報酬に満足している人が、同一の職場において長期間就労することを本人・会社共に希望する場合であっても、それが不可能なため、期間満了という本人・会社共に望まない結果となりうる。それにより、雇用も不安定になる。また、企業においても一時的であるが、別の派遣労働者に対し改めて指導する等の手間等が発生する。	(公社)関西 経済連合 会	厚生労働省

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
7	28年 11月1日		裁量労働制の手続きの 簡素化	多様な働き方推進のため裁量労働制は有効な手段の一つであると考えるが、導入時および導入後の手続きが非常に煩雑である。よって、多様な働き方推進のため、各裁量労働制の協定書や企画業務型裁量労働制の決議書・報告書の届出手続き等を簡素化することを要望する。	(公社)関西 経済連合 会	厚生労働省
8	28年 11月2日		専門業務型裁量労働 制の対象業務の拡大	以下により、法令により定められた19の対象業務の内、「中小企業診断士の業務」を拡大していただきたい。 「中小企業診断士の業務」は、中小企業の経営診断又は助言の業務となっているが、「経営コンサルタント」として、企業で同様な専門業務を実施している労働者は、「中小企業診断士の資格」がないため、専門業務労働制を実施することはできない。 資格がなくても、「経営コンサルタント」など、実態として、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分などを大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務において、対象業務を加えることで、働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性向上により、一億総活躍社会の実現に寄与することができる。	(一社)日本 フランチャ イズチェー ン協会	厚生労働
9	28年 11月2日	28年 11月16日	企画業務型裁量労働 制の対象業務の拡大	以下の理由により、法令により定められた対象業務で「提案型顧客営業の業務」を拡大していただきたい。「企画・立案・調査及び分析の業務」は、「対象事業場の属する企業・対象業務に係る事業の運営に影響を及ぼす事項」について、限定されており「提案型顧客営業の業務」を専門で実施している労働者は、企画業務型裁量労働制の対象とすることはできない。 顧客に対して、「提案型営業の業務」など、実態として、「企画・立案・調査及び分析の業務」を行い、業務の性質上、業務遂行の手段や方法、時間配分などを大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある場合は、対象業務に加えることで、働き方改革による労働参加率の向上、イノベーションによる生産性向上により、一億総活躍社会の実現に寄与することができる。	(一社)日本 フランチャ イズチェー ン協会	厚生労働

番号	受付日	所管省庁 への検討 要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案 主体	所管 官庁
10	28年 11月2日	28年 11月16日	労災保険の特別加入 条件の緩和	ている』を除外していただき、特別加入しやすいようにしていただきたい。	(一社)日本 フランチャ イズチェー ン協会	厚生労働 省
11	28年 11月2日	28年 11月16日	労務手続のワンストッ プサービス化	労働保険(労災保険、雇用保険)と社会保険(健康保険・厚生年金保険)の申請手続きを一ヶ所にできるよう集約していただきたい。 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金保険を申請・手続きを行う際には、労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所へそれぞれ訪れる必要がある。現在、一部合同庁舎化を進めている地域もあるが、別々の住所にある場合が多い。各種保険(労働保険・社会保険)の申請手続き・届出がワンストップ化が進められた場合、申請者の時間・費用・労力の削減につながり、労働保険・社会保険の加入率向上に貢献できると考える。	(一社)日本 フランチャ イズチェー ン協会	厚生労働 省